## 平成25年度

# 慶應義塾大学大学院入学試験問題

# 法務研究科

# 法律科目試験(論述式 I)

#### 注 意 1. 指示があるまで開かないこと。

- 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁, 乱丁等の有無を確認し, 異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
- 3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
- 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
- 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、 解答用紙の交換や再交付には応じない。
- 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
- 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
- 8. この問題冊子の3, 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
- 9. 注意に従わずに書かれた答案, 乱雑に書かれた答案, 解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 憲法

#### [問題]

公職選挙法は、同法138条 1 項においていわゆる戸別訪問を禁止しており、同法239条 1 項 3 号はこれに違反した者には 1 年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処するむね定めている。201×年、政権交代を果たした A 党は、公約としてかねてから戸別訪問の解禁をとなえていたところ、戸別訪問を行う選挙活動員は事前に各選挙管理委員会に登録した上で、選挙運動の期間中、朝 8 時から夕方 6 時までの間、当該選挙における戸別訪問を行える旨の法改正を行った。その際、「戸別訪問の弊害が発生するおそれは依然として存在するので、各選挙の当事者である有権者に限ってこれを解禁する」との趣旨から、当該登録が行えるのは、選挙人名簿に登録された有権者に限定されるとされた。永住外国人 X は、戸別訪問を行うべく登録を試みたところ、選挙管理委員会は、X が有権者ではないことを理由に登録を拒否した。

#### 【問い】

X は,選挙管理委員会の登録拒否は憲法に違反することを理由に国家賠償請求訴訟を提起したい, と考えている。あなたが X の訴訟代理人であるとすれば,どのような主張を行うべきか。反論を想定しつ つ解答せよ。

## 民 法

#### 〔問題〕

以下の設例を読んで、下記の問いに答えよ。なお、各問いは独立した問いとして、平成24年9月9日現在 を基準に考えよ。

#### 【設例】

信号のない交差点において、A運転の甲車とB運転の乙車による衝突事故(以下、「本件事故」という。)が起き(平成20年1月15日午後7時頃)、Aは本件事故の影響により事故当時の状況の記憶を失っている。 Aは、Bから本件事故による乙車の損害につき賠償請求を受け、足元に自分の携帯電話が落ちていたことまた甲車が反対車線に飛び出して衝突したという事故の状況から、本件事故は全面的に自分の過失による事故であると思いこんでしまった。そのため、AがBに100万円を損害賠償金として支払い、Bはその余の請求を放棄するとともに、本件に関し同金額以外に相互に何等債権債務のないことを確認する旨の示談がなされ(平成20年2月10日)、翌日、AはBに100万円の支払いをした。

ところが、その後、警察の捜査の結果、目撃者の証言等により、本件事故は道路を横断しようとしていきなり飛び出した自転車との衝突を避けようとして、Aがやむを得ず急ブレーキを踏みまたハンドルを切り反対車線に入ったために生じたもので、自転車に乗っていた者の全面的な過失による事故であり、A及びBのいずれにも過失がないことが明らかになった(平成20年8月1日)。そのため、Aはこの自転車運転者を必死に探し、遂に自転車を運転していた Cを突き止め Cに問いただしたところ、Cは自分の過失が本件事故の全面的な原因であったことを認めた(平成21年7月10日)。

#### 【問い】

- 1) AはBに対して、Bに支払った100万円の返還を請求することができるか検討せよ。
- 2) AはCに対して、本件事故による甲車の損害を賠償請求する訴訟を提起した(平成24年6月10日)。
  - ① これに対して C から主張されることが考えられる反論も踏まえて、A の請求の可否について 検討せよ。
  - ② Aは、Cとの訴訟中に、CがD社の従業員であり、本件事故当時は営業先を訪問して会社に帰る途中であったということを初めて知った(平成24年8月1日)。そのため、Aは、D社に対して損害賠償を請求しようと考えているが、この請求の可否について検討せよ。D社との関係が明らかになった後に、AとCとの間で、CがAに200万円を損害賠償金として支払いAはその余の請求を放棄するとともに、本件に関し同金額以外に相互に何等債権債務のないことを確認する旨の裁判上の和解が成立していた場合についても検討せよ(Aの損害は300万円であるものとして考えよ。)。

## 刑 法

#### 〔問題〕

以下の事実関係に基づいて、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

甲は、ある日、自宅近くの書店内で女子大生と思われる好みの女性 A を見つけた。甲が翌日も同じ時刻に書店に行くと、A は前日と同じように立ち読みをしていた。そうして何度も A を見ているうちに思いが募った甲は、何とかして A と交流を図りたいと考えるに至り、A のバッグから財布を抜き取ってその中に入っているであろう身分証の記載から A の個人情報を獲得した上、直ちに、近くにあるに違いない A の自宅に拾得者を装って財布を届けるという方法で、A と接触することを企てた。

その翌日、甲は、Aが立ち読みに熱中している隙に、計画どおりバッグから財布を抜き取り、Aに気づかれないうちに店外に出たところで、甲の不審な動きを警戒していてスリ行為を目撃した店長乙に呼び止められた。驚いた甲は、全力で走って逃走を図ったが、100メートルほどで取り押さえられ、観念したふりをして Aの財布を乙に手渡すとともに、隙をついて逃走した。

乙が A の財布を持って店に戻ると、すでに A の姿はなかった。乙は、財布がなくなったことに気づけば A は店に尋ねてくるだろうと思い、財布を保管したままその日の営業を続けたが、閉店時間になっても A はやって来なかった。そこで、乙は、もし A の自宅が近くなのであれば届けようと思い、財布の中を見る と、免許証に記載された住所は予想どおり近所であったが、想像を超える大金が入っていた。これならば少しくらい減っていても A は気づかないだろうと考えた乙は、財布を取り戻した手間賃だと自分に言い聞かせつつ、財布から1万円札を2枚抜き取った。その上で、乙は、店内での落とし物として届けられたからと 偽って、事情を知らない店員丙に、A 宅を訪れて当該財布を返還するように依頼した。

丙は、依頼されたとおりに A 宅を訪れて A に財布を返還したが、その際、財布の中身を確認した A が、「2 万円足りない。あなたが盗ったのでしょう」と騒ぎ立てたので、丙は「知らない」と答えたものの、「きっと乙が盗んだに違いない。だから自分で返しにこなかったんだ」と思い当った。いらだつ A は、「警察を呼ぶわよ」と言って携帯電話を取り出したので、このままでは捕まると思った丙は、A を突き飛ばして逃げた。

